

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年3月まで

私が20歳になった平成4年*月に、私の母親が、区役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、母親から、兄が20歳になった時と同じように、私が20歳になった時から母親が区役所で兄の分と一緒に納付していたと聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年*月に母親が、申立期間当時居住していた区の区役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、当該期間の国民年金保険料についても、母親が兄の分と一緒に区役所で納付していたと主張しているところ、その兄は、オンライン記録によると、20歳から国民年金に加入している上、当該期間の保険料は納付済みとなっていることが確認でき、申立人についても兄と同様に、20歳になった4年*月からの保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料を全て納付している上、前納している期間もあることがオンライン記録により確認できるとともに、未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月及び同年3月

私の母親の友人が、私の父親から依頼され、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の私の国民年金保険料については、当該友人が父から保険料相当額を渡され、1年分をまとめて納付してくれていた。

私は、昭和44年7月に就職して厚生年金保険に加入したが、同年同月から同年9月までの私の国民年金保険料については、私の母親の友人が同年8月に納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親の友人及び当該友人に保険料を手渡していた父親は既に他界していることから保険料の納付状況が不明であるものの、申立人の特殊台帳によると、申立人は、昭和44年7月から厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、同年同月から同年9月までの保険料が過誤納付となったことが確認できる。過誤納付された保険料については、制度上、時効にかからない未納となっている期間があれば、当該期間の保険料に充当されるものであるが、充当された形跡がないことから、過誤納付となった時点において、申立期間の保険料は納付済みであった可能性がうかがえる。

また、申立期間当時申立人と同居し、申立人の国民年金保険料をその母親の友人に手渡していたとするその父親は、当該期間の保険料が納付済みとなっている上、未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年9月、同年11月、19年1月から20年7月までの期間、同年10月、21年3月、同年6月及び同年7月の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成17年12月1日、19年8月3日、同年12月20日及び20年7月24日に係る標準賞与額の記録については、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から22年1月1日まで
② 平成17年12月1日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年7月24日

私が勤務しているA社における申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が給料明細書の給与支給額と比較して著しく低額である上、給料明細書の保険料控除額は標準報酬月額に見合う額を大きく上回る金額である。

また、申立期間②から⑤までの賞与からも厚生年金保険料が控除されているが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

調査の上、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し

立っているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 18 年 9 月、同年 11 月、19 年 1 月から 20 年 7 月までの期間、同年 10 月、21 年 3 月、同年 6 月及び同年 7 月に係る標準報酬月額並びに申立期間②から⑤までに係る標準賞与額については、申立人が所持している給料明細書、賞与明細書及び事業主が保管している源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額（賞与額）又は保険料控除額から、別添の＜認められる標準報酬月額＞及び＜認められる標準賞与額＞に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成 18 年 10 月、同年 12 月、20 年 8 月、同年 9 月、同年 11 月から 21 年 2 月までの期間、同年 4 月、同年 5 月、及び同年 8 月から同年 12 月までの期間については、上記源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが確認でき、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る平成 18 年 9 月、同年 11 月、19 年 1 月から 20 年 7 月までの期間、同年 10 月、21 年 3 月、同年 6 月及び同年 7 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、当該期間において、給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額と一致していないことから、事業主は給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、また、申立期間②から⑤までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は当該賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 18 年 9 月	24 万円
平成 18 年 11 月	24 万円
平成 19 年 1 月から 20 年 7 月まで	24 万円
平成 20 年 10 月	26 万円
平成 21 年 3 月	26 万円
平成 21 年 6 月及び同年 7 月	26 万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成 17 年 12 月 1 日	9 万円
平成 19 年 8 月 3 日	9 万円
平成 19 年 12 月 20 日	5 万 5,000 円
平成 20 年 7 月 24 日	8 万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年10月から18年4月までの期間、及び同年6月から19年3月までの期間の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成17年8月1日及び同年12月1日に係る標準賞与額の記録については、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月1日から19年7月1日まで
② 平成17年8月1日
③ 平成17年12月1日

私が勤務していたA社における申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が給料明細書の給与支給額と比較して著しく低額である上、給料明細書の保険料控除額は標準報酬月額に見合う額を大きく上回る金額である。

また、申立期間②及び③の賞与からも厚生年金保険料が控除されているが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

調査の上、申立期間①から③までに係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるの

は、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 17 年 10 月から 18 年 4 月までの期間、及び同年 6 月から 19 年 3 月までの期間の標準報酬月額並びに申立期間②及び③に係る標準賞与額については、申立人が所持している給料明細書、賞与明細書及び事業主が保管している源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額（賞与額）又は保険料控除額から、別添の＜認められる標準報酬月額＞及び＜認められる標準賞与額＞に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成 17 年 4 月から同年 9 月までの期間、18 年 5 月及び 19 年 4 月から同年 6 月までの期間については、上記源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる報酬月額又は控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが確認でき、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る平成 17 年 10 月から 18 年 4 月までの期間、及び同年 6 月から 19 年 3 月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、給料明細書及び源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が、当該期間の長期にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、また、申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は当該賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成17年10月から18年4月まで	28万円
平成18年6月及び同年7月	28万円
平成18年8月	24万円
平成18年9月	26万円
平成18年10月	24万円
平成18年11月	28万円
平成18年12月	24万円
平成19年1月から同年3月まで	28万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成17年8月1日	5万円
平成17年12月1日	8万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年10月から18年7月までの標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成17年8月1日及び同年12月1日に係る標準賞与額の記録については、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年10月1日から18年9月1日まで
② 平成17年8月1日
③ 平成17年12月1日

私が勤務していたA社における申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が給料明細書の給与支給額と比較して低額である。

また、申立期間②及び③の賞与からも厚生年金保険料が控除されているが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

調査の上、申立期間①から③までに係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内で

あることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 17 年 10 月から 18 年 7 月までの標準報酬月額並びに申立期間②及び③に係る標準賞与額については、申立人が所持している給料明細書、賞与明細書及び事業主が保管している源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額（賞与額）又は保険料控除額から、別添の＜認められる標準報酬月額＞及び＜認められる標準賞与額＞に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成 18 年 8 月について、上記源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より低額であることが確認でき、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る平成 17 年 10 月から 18 年 7 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、多数の同僚についても、当該期間におけるオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える保険料が控除されていたことが確認できることから、事業主は給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、また、申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は当該賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 17 年 10 月及び同年 11 月	28 万円
平成 17 年 12 月	26 万円
平成 18 年 1 月	24 万円
平成 18 年 2 月及び同年 3 月	28 万円
平成 18 年 4 月及び同年 5 月	26 万円
平成 18 年 6 月及び同年 7 月	28 万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成 17 年 8 月 1 日	4 万 6,000 円
平成 17 年 12 月 1 日	10 万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年1月から21年8月までの標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成19年8月3日に係る標準賞与額の記録については、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年2月2日から21年9月1日まで
② 平成15年8月1日
③ 平成15年12月1日
④ 平成16年8月1日
⑤ 平成16年12月1日
⑥ 平成17年8月1日
⑦ 平成17年12月1日
⑧ 平成19年8月3日

私が勤務しているA社における申立期間①の標準報酬月額の記録は、給与支給額より低い記録になっている。

また、申立期間②から⑧までの賞与からも厚生年金保険料が控除されているが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに

基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成18年1月から21年8月までの申立人の標準報酬月額については、市から提出のあった給与支払報告書及び事業主から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

また、申立期間⑧に係る標準賞与額については、上記給与支払報告書及び源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額から、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成10年2月から17年12月までの期間及び申立期間②から⑦までの保険料控除額については、申立人は、給与明細書（賞与明細書）を所持しておらず、申立人に、給与振込口座の預金取引記録を照会したが回答を得られない上、事業主も当該期間の控除が確認できる資料を保管していないと回答していることから確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成10年2月から17年12月までの期間及び申立期間②から⑦までについて、申立人がその主張する標準報酬月額（標準賞与額）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、事業主が平成18年1月から21年8月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、源泉徴収簿兼賃金台帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、当該期間の長期にわたり一致していないことから、事業主は源泉徴収簿兼賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、また、申立期間⑧の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は当該賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 18 年 1 月及び同年 2 月	32 万円
平成 18 年 3 月	30 万円
平成 18 年 4 月	26 万円
平成 18 年 5 月から同年 7 月まで	30 万円
平成 18 年 8 月	26 万円
平成 18 年 9 月から 19 年 9 月まで	28 万円
平成 19 年 10 月から 20 年 3 月まで	32 万円
平成 20 年 4 月	28 万円
平成 20 年 5 月	30 万円
平成 20 年 6 月及び同年 7 月	32 万円
平成 20 年 8 月	28 万円
平成 20 年 9 月	32 万円
平成 20 年 10 月から 21 年 8 月まで	30 万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成 19 年 8 月 3 日	17 万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年10月から18年3月までの期間、同年6月及び同年7月、並びに同年9月から19年3月までの期間の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月1日から19年4月1日まで
② 平成17年8月1日
③ 平成17年12月1日

私が勤務していたA社における申立期間①の標準報酬月額が給与支給額より低い記録になっている。

また、申立期間②及び③の賞与からも厚生年金保険料が控除されているが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

調査の上、申立期間①から③までに係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 17 年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、申立人が所持している源泉徴収票及び申立人に係る銀行取引預金明細の振込額から推認できる総支給額から、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成 18 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 6 月、同年 7 月及び同年 9 月から 19 年 3 月までの期間の標準報酬月額については、市から提出のあった給与支払報告書及び事業主から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成 17 年 6 月から同年 9 月までの期間について、申立人に係る銀行取引預金明細の振込額から推認できる総支給額に見合う標準報酬月額、又は推認される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であることから、また、18 年 4 月、同年 5 月及び同年 8 月について、源泉徴収簿兼賃金台帳において総支給額に見合う標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②及び③に係る標準賞与額については、申立人は賞与額及び保険料控除について確認できる資料を所持していない上、事業主も当該期間の控除が確認できる資料を保管していないと回答しており、このほか、申立人の当該期間に係る賞与の支給額及び保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

なお、事業主が平成 17 年 10 月から 18 年 3 月までの期間、同年 6 月、同年 7 月及び同年 9 月から 19 年 3 月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、源泉徴収簿兼賃金台帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が、当該期間の長期にわたり一致していないことから、事業主は源泉徴収簿兼賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 17 年 10 月及び同年 11 月	30 万円
平成 17 年 12 月	24 万円
平成 18 年 1 月及び同年 2 月	26 万円
平成 18 年 3 月	32 万円
平成 18 年 6 月	28 万円
平成 18 年 7 月	26 万円
平成 18 年 9 月	26 万円
平成 18 年 10 月	24 万円
平成 18 年 11 月	26 万円
平成 18 年 12 月	24 万円
平成 19 年 1 月から同年 3 月まで	26 万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和48年4月1日、49年10月9日）及び資格取得日（48年5月26日、49年12月2日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を48年4月は4万2,000円、49年10月及び同年11月は7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月1日から同年5月26日まで
② 昭和49年10月9日から同年12月2日まで

私は、昭和47年4月5日から50年3月7日までの期間において継続してA社でB職をしていたが、私の年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が、「申立人は、一度も辞めること無く、継続して勤務していた。」と供述していること、及び申立人の雇用保険の加入記録により、昭和48年6月1日から50年3月7日までの期間においてA社に勤務していたことが確認できることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の複数の同僚は、「申立人の業務内容や勤務状況は、申立期間においてもその前後の期間と同様であった。」と供述している。

さらに、申立人と同じ職場の全ての同僚の厚生年金保険被保険者記録を見ても、申立期間において被保険者記録に欠落がある者はいない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年3月及び49年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、48年4月は4万2,000円、49年10月及び同年11月は7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年4月、49年10月及び同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成23年1月1日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、A社における厚生年金保険の被保険者期間（平成22年6月1日から同年12月31日まで）及び申立期間において、申立人は、厚生年金保険被保険者資格取得時に決定された標準報酬月額（10万4,000円）に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を10万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年12月31日から23年1月1日まで
オンライン記録によると、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成22年12月31日となっているが、同年12月の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されている。
調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

雇用保険の記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、

申立期間にA社に継続して勤務し、同社におけるオンライン記録のある厚生年金保険の被保険者期間（平成 22 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）及び申立期間において、標準報酬月額 10 万 4,000 円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の資格喪失日は、平成 23 年 1 月 1 日であると認められ、申立期間の標準報酬月額を 10 万 4,000 円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで
私は、昭和36年3月14日にA社に入社し、平成9年7月末日に退職するまで継続して勤務していた。

厚生年金保険の記録によると、申立期間の記録が欠落しているが退職しておらず、厚生年金保険料も控除されていた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和39年10月25日にA社B営業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社C出張所が厚生年金保険の適用事業所となった同年11月1日に同社C出張所において被保険者資格を取得しており、申立期間は被保険者期間となっていない。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の記録及びA社が保管する従業員台帳から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の従業員台帳により、申立人の申立期間における業務内容及び勤務状況は、その前後の期間と同様であったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B営業所に係る健康保

険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の昭和 39 年 10 月の定時決定の記録から 3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

年金事務所から、A社に勤務していた時の、申立期間の賞与の記録が無いことについて問い合わせを受けた。預金通帳には、申立期間の賞与を振り込まれた記録があるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が、「賞与を支給した従業員の賞与から当該賞与に見合った社会保険料を控除した。」と述べているところ、申立人が所持する預金通帳から、申立期間の賞与の振込が確認できる。

また、B健康保険組合における申立期間に係る標準賞与額から上記の振込金額を除いた金額は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料と健康保険料の合計額にほぼ一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、B健康保険組合における平成15年4月30日の標準賞与額の記録及び申立人が所持する預金通帳の賞与振込額から推認される保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、A社は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和48年6月5日から同年8月22日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年6月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月22日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から51年8月12日まで
② 昭和52年11月19日から59年12月まで

私は、成人した年の昭和47年4月に、B社に就職し、59年12月まで勤務していた。また、48年頃にA社に出向していた期間もある。

年金事務所で調査してもらったところ、昭和51年8月から52年10月までの15か月間のB社における加入記録が見付かったが、その前後の申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和48年6月5日から同年8月22日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、基礎年金番号に統合されていない、申立人の旧姓と同姓かつ同名で、生年月日が同一の者の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和48年6月5日、資格喪失日は同年8月22日）が確認できる。

また、申立人は、B社に勤務していた昭和48年頃に、A社に出向していた期間もあると主張しているところ、申立人が名前を挙げた同僚は、同年頃、同社に入社し、申立人も同時期に同社に入社し勤務していた旨を述

べていることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

さらに、上記の同僚は、昭和48年6月8日から同年8月26日までの期間において、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和48年6月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月22日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から8万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和47年4月から48年6月5日までの期間、同年8月22日から51年8月12日までの期間及び申立期間②について、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたと述べているが、上司及び同僚の名前を覚えていない上、当該期間に同社において被保険者記録がある者に照会したものの、8名は申立人を覚えていない又は知らない旨回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての情報を得ることができない。

また、B社の元事業主は、既に廃業し当時の資料は残っていない旨回答していることから、厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを確認することはできない。

さらに、申立人のB社における雇用保険の記録と厚生年金保険の被保険者記録は一致しており、同社が昭和53年11月以降に加入した健康保険組合において、申立人に係る加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和47年4月から48年6月5日までの期間、同年8月22日から51年8月12日までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①のうち、昭和47年4月から48年6月5日までの期間、同年8月22日から51年8月12日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和40年3月から41年4月までA社にC職として勤務していたが、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日に、A社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社からD社に異動した同僚69名全員について被保険者期間の欠落が見られ、事業主の届出の誤りが推測されることから、事業主は昭和40年9月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険

事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月15日から同年8月1日まで

私は、昭和22年にA社に入社した。39年に、同社B工場から同社C工場に転勤し、継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年6月15日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社は、「本来なら、申立人のA社B工場における資格喪失日を同社C工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年8月1日とすべきであった。」と回答していることなどから、申立人の同社B工場における資格喪失日を昭和39年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係るA社B工場の

資格喪失日を昭和 39 年 8 月 1 日として届け出るべきところを、誤って同年 6 月 15 日として社会保険事務所に届け出たと認めていることから、事業主が、同年 6 月 15 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月及び同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月30日から同年10月1日まで
私は、昭和48年4月1日にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和48年10月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和48年9月の随時改定の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録するとは通常考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事

務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 8199

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和36年10月から41年3月まで継続してA社にC職として勤務していたが、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日に、A社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社からD社に異動した同僚69名全員について被保険者期間の欠落が見られ、事業主の届出の誤りが推測されることから、事業主は昭和40年9月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険

事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から63年12月まで

私は、昭和59年8月に、それまで勤めていた職場を退職したため、同年9月頃市役所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、59年9月から60年3月までの分は、私が、夫婦二人分を金融機関で納付し、昭和60年度及び61年度の方は、私の父親の預金口座から、62年度以降の方は、私の預金口座から、それぞれ口座振替で納付していた。

昭和60年4月に、父親の預金口座から、両親及び私たち夫婦4名分の国民年金保険料が口座振替されていることが、父親の通帳で確認できるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年8月に、それまで勤めていた職場を退職したため、同年9月頃市役所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、平成3年2月に行われたものと推認でき、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と相違する上、申立人の手帳記号番号は、60年4月に開設されたA社会保険事務所（当時）において、3年3月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、推認できる申立人の国民年金の加入手続時期である平成3年2月の時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、遡って納付することができる元年1月以降の保険料は納付されている。

さらに、申立人が、昭和 62 年度以降口座振替を行っていたとする申立人の預金取引の明細書から、申立期間の国民年金保険料が口座振替されていないことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から63年12月まで

私の国民年金の加入手続は、私の夫が、昭和59年8月に、それまで勤めていた職場を退職したために、同年9月頃市役所で行った。申立期間の国民年金保険料については、59年9月から60年3月までの分は、私の夫が、夫婦二人分を金融機関で納付し、昭和60年度及び61年度の方は、夫の父親の預金口座から、62年度以降の方は、夫の預金口座から、それぞれ口座振替で納付していた。

昭和60年4月に、夫の父親の預金口座から、両親及び私たち夫婦4名分の国民年金保険料が口座振替されていることが、夫の父親の通帳で確認できるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、昭和59年8月に、それまで勤めていた職場を退職したため、同年9月頃市役所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、平成3年2月に行われたものと推認でき、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と相違する上、申立人の手帳記号番号は、60年4月に開設されたA社会保険事務所（当時）において、3年3月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、推認できる申立人の国民年金の加入手続時期である平成3年2月の時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができ

ず、遡って納付することができる元年1月以降の保険料は納付されている。

さらに、申立人が、昭和62年度以降口座振替を行っていたとする夫の預金取引の明細書から、申立期間の国民年金保険料が口座振替されていないことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に職場を退職し、同年 4 月に区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、どこで、どのように納付したのか、昔のことで記憶が無いが、私の所持している年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が昭和 58 年 4 月となっていることから、この年から納付しているはずである。私は、転居した際に必ず区役所で国民年金の住所変更手続を行っていたので、区役所の係もその都度それを確認しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月に申立人が居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、納付場所、納付方法等の具体的な記憶はないものの、申立人が所持している年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に記載された日付を根拠として、納付しているはずであると主張しているが、この「初めて被保険者となった日」欄の日付は、保険料の納付の有無にかかわらず、強制加入すべき時期まで遡及するものであることから、国民年金の加入手続時期及び保険料の納付開始時期を特定するものではない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第 3 号被保険者の被保険者資格取得日等から、昭和 63 年 3 月ないし同年 5 月と推認でき、その時点で、申立人は 58 年 4 月に遡って被保険者資格を取得したものと考えられることから、

申立期間当時、当該期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から6年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から6年10月まで

私は、平成3年11月に会社を退職したことを契機に、同年同月に区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、会社から渡された年金手帳を持参したのかどうかは憶えていない。

申立期間の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書により金融機関で毎月納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年11月に会社を退職したことを契機に、同年同月に居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、申立人は、年金手帳の交付、保険料の納付場所及び納付金額等についての記憶が明確ではないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の被保険者資格の取得日は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成15年1月1日となっていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、基礎年金番号制度が導入された9年1月前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から10年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から10年9月まで

私は、平成8年9月に会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったが、国民年金保険料については、私が厚生年金保険に加入していた期間を除き、私が結婚するまで、私の母親が市役所の出張所で納付してくれており、私の妹が国民年金に加入してからは、私と同様に、母親が妹の保険料も納付してくれていた。

母親が私と同様に国民年金保険料を納付してくれていた妹は、国民年金の加入期間は全て納付済みとなっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、当該期間の保険料の納付時期及び納付金額等を憶^{おぼ}えていないことから、当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成8年9月に国民年金への切替手続を行い、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、i) 申立期間について、申立人の主張どおり、同年同月に国民年金の被保険者資格を取得していたとすれば、制度上、10年10月に厚生年金保険に加入したことを理由として、国民年金の被保険者資格の喪失処理が行われているはずであるにもかかわらず、当該処理は、当該厚生年金保険の被保険者資格の喪失後の12年3月に行われていること、ii) 申立人の基礎年金番号は、9年1月1日時点では付番されておらず、厚生年金保険の被保険者資格の取得後の10年10月26日に付番されていることから、申立期

間当時は、国民年金への切替手続はなされず、当該期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認され、主張と一致しない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 60 年頃から平成 2 年 4 月 1 日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 11 月 30 日までの期間について、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成 4 年 11 月 30 日から 5 年 4 月 1 日までの期間について、申立人の当該期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年頃から平成 2 年 4 月 1 日まで
② 平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 11 月 30 日まで
③ 平成 4 年 11 月 30 日から 5 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 60 年頃から平成 5 年 3 月末日まで、A 社に勤務していたが、この期間のうち、申立期間①について、B 健康保険組合に加入していたが、当該期間の厚生年金保険の記録が無く、申立期間②については、32 万円であった標準報酬月額が、8 万円と低くなっている上、申立期間③については、同社が厚生年金保険の適用事業所となっておらず、私の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が 4 年 11 月 30 日となっており、当該期間の厚生年金保険の記録が無い。

調査の上、申立期間①から③までについて、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の商業登記簿謄本により、申立人は、当該期間において、代表取締役として同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、平成 2 年 4 月 1 日に

厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった時に、申立人と同様に、14名が厚生年金保険被保険者資格を取得しており、当該期間において、同社における被保険者資格を取得している者はいない。

さらに、A社がB健康保険組合に加入したのは、平成3年10月1日であるところ、申立人は同日に同健康保険組合において被保険者となることが確認でき、申立期間①においては同健康保険組合の被保険者となっていない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②及び③について、オンライン記録によると、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年11月30日より後の同年12月15日付けで、遡って8万円に減額訂正され、同日付けで、申立人が同年11月30日に資格喪失した旨の処理がされていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間②及び③当時、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「私が、A社に係る社会保険事務を担当していた。また、当時の経営状況は非常に厳しい状況であり、厚生年金保険料を滞納していた。滞納を理由に適用事業所でなくなるよう強いられた。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額及び資格喪失処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額及び資格喪失処理に関与しながらその処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 5 日から同年 12 月 28 日まで
私は、申立期間において、A社（その後、B社）に勤務していたが、オンライン記録によると、当該期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと述べている。
しかしながら、申立期間においてA社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、いずれの同僚からも申立人の勤務期間に関する供述が得られない上、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の供述も得られないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。
また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。
さらに、申立人と同じ職務内容の複数の同僚は、「厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは入社して1年ぐらい経過した後であった。」と供述している。
加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 45 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで
④ 昭和 46 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
⑤ 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで
⑥ 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑦ 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑧ 昭和 53 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
⑨ 昭和 55 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
⑩ 昭和 55 年 10 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで
⑪ 昭和 58 年 11 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで
⑫ 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで
⑬ 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
⑭ 平成元年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑮ 平成 2 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑯ 平成 10 年 4 月 1 日から 13 年 1 月 1 日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、所持している給与明細書により計算した厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間①は5万6,000円、申立期間②は6万4,000円、申立期間③は6万8,000円、申立期間④は10万円、申立期間⑤のうち昭和48年4月及び同年5月は8万6,000円、同年6月は9万8,000円、同年7月から同年12月までは11万8,000円、49年1月及び同年2月は13万4,000円、同年3月から同年6月までは11万8,000円、同年7月から同年9月までは16万円、申立期間⑥は17

万円、申立期間⑦のうち52年4月から同年6月までは22万円、同年7月は26万円、申立期間⑧は28万円、申立期間⑨は32万円、申立期間⑩のうち55年10月から56年9月までは32万円、同年10月から57年9月までは34万円、同年10月から58年3月までは36万円、申立期間⑪のうち、同年11月から59年5月までは36万円、同年6月から同年9月までは41万円、申立期間⑫及び⑬は41万円、申立期間⑭は47万円、申立期間⑮は53万円、申立期間⑯は47万円となり、オンライン記録と相違している。調査の上、申立期間①から⑯までの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の変動を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、保険料控除を直接確認できる資料がある場合には、それらの報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録を上回る場合であるところ、申立人から提出された申立期間におけるA社及びB社に係る給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における申立期間の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、C基金から提出されたD厚生年金基金加入者記録票で確認できる申立期間①から⑯までの給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

なお、申立期間①から⑯までについては、上記C基金から提出されたA社の申立人に係る算定基礎届及び月額変更届から、当該届出に基づく随時改定及び定時決定の保険者算定が適正に行われていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月頃から 26 年 10 月頃まで
母は、昭和 24 年 3 月に、A校 (現在は、B校) C科を卒業し、引き続き同年 4 月頃から同校においてD職として勤務し、26 年 10 月頃に同校を退職した。しかしながら、同校で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 24 年 4 月頃から 26 年 10 月頃までA校に勤務していたと述べているところ、申立人が名前を挙げた友人 1 名の証言及び申立人が所持している履歴書 (29 年 2 月作成) の記載内容から、期間は特定できないものの、申立人が同校に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、A校は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、E共済は、同校が昭和 29 年 1 月 1 日に同共済に加入したと回答している。

また、B校に申立人に係る在籍記録を照会したところ、資料が無いので申立人の在籍について不明であるが、申立期間当時A校の職員は厚生年金保険に加入していないと回答している。

さらに、上記の 1 名を除いて申立人が名前を挙げた複数の友人からは申立人がA校で勤務していた旨の供述は得られなかった。

加えて、申立人は、A校の卒業生名簿を所持しているが、同校における同僚の名前を記憶していないことに加え、当該卒業生名簿は、作成から既

に 30 年以上が経過しており、卒業年度及び生年月日等の記載は無く、オンライン記録における氏名検索によって申立期間当時に同校で申立人と一緒に勤務していた同僚を特定することができないことから、同校の同僚から申立てに係る証言を得ることができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。